

エックス線装置設置届出書等添付書類

1 添付書類について

- 1) 病院又は診療所の全体図面（敷地境界を含む）
- 2) 隣接及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した平面図（フロアー全体）及び側面図
- 3) 診療室又は使用室の平面図及び側面図等（機器等の位置を含む）の詳細図
- 4) 漏洩放射線量測定結果報告書、遮へい能力計算書等
- 5) 機器の性能を記した仕様書及びカタログ等（定格出力の記載のあるもの）
- 6) 移動型エックス線装置等の場合、使用及び保管管理等の詳細な書面

2 作成上の注意点

- 1) 添付図面 1、2、3 には赤字で管理区域を明示すること。
- 2) 添付図面 3 には、照射方向、防護物の材質及び厚さ、管理区域の標識、使用中の表示（ランプ）、注意事項（患者・従事者）、使用室名等の掲示した位置を明示すること（写真等の添付可）。
- 3) 添付書類 4 の漏洩放射線量測定は、適正に校正された放射線測定器を使用し、校正日等がわかる書類（校正証明書等）を添付すること。
- 4) 複数装置を設置する場合（1 室に装置が 2 台以上設置されている場合）は同時曝射を防止する回路を示す図面又は写真等を添付すること。
- 5) 添付書類 6 には、保管場所、使用場所、移動使用目的、防護措置概要及び管理方法等を記載すること。
- 6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。
- 7) 不明な点については、事前に管轄保健所へご相談ください。

3 その他

- 1) エックス線診療従事者（注 1）に変更がある場合も届け出が必要となります。
- 2) 放射線診療室内を物品等（注 2）の保管場所として使用することは認められていません。
- 3) エックス線装置等は、医療法のみならず事前に労働安全衛生法の届け出が必要となる場合があります。

労働安全衛生法関連につきましては、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

（注 1）エックス線診療従事者とは、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師で医療機関において、エックス線診療に従事するのすべての方が対象となります。

（注 2）放射線診療に必要な患者監視装置、超音波診断装置及びその他の ME 機器等を放射線診療室に備えることは認められています。